

この度、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）が公布されましたので、その概要等について通知します。

5文科教第592号
令和5年6月23日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
各国公立大学法人の長
独立行政法人高等専門学校機構理事長
大学及び高等専門学校を設置する
各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省高等教育局長
池田貴城

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）

この度、第211回国会において、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和5年法律第68号。以下「本法」という。）が成立し、令和5年6月23日に公布されました（別添①）。

本法は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としており、公布の日から施行することとされています。

本法においては、第2条において、「ジェンダーアイデンティティ」を「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」と定義し、第6条第2項及び第10条において、学校の設置者及びその設置する学校に対し、本法に定める基本理念に則り、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する児童、生徒又は学生（以下「児童生徒等」という。）の理解の増進について、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、児童生徒等の心身の発達段階に応じた教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等に努めることや、第12条において、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう留意すること等が規定されています。

なお、本法第8条において、政府は性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定することとされており、今後、内閣府を中心として策定作業が行われることとなりますので、策定された際には別途お知らせします。

文部科学省では教育基本法（平成18年法律第120号）第13条に基づく学校、家庭及び地域住民の相互の連携及び協力を前提として、これまでも、学校教育や社会教育における人権教育を通して、児童生徒等の発達段階に応じて、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めるとともに、性同一性障害や性的指向等に係る児童生徒等へのきめ細かな対応に資するよう、他の児童生徒等への配慮の観点も含め、教職員向けの啓発資料や研修動画の作成・周知、改訂版生徒指導提要への性的マイノリティに関する記載の追加等の取組を行ってきたところですが、本法の趣旨や関係規定に基づき、これらの取組を引き続き推進してまいります。

各学校設置者等におかれても、これまでも既に性的マイノリティの児童生徒等への対応に取り組んでいただいているところですが、別添②～⑥にこれまでの文部科学省の取組についてまとめておりますので、改めてご確認いただき、引き続き適切に対応していただくようお願いいたします。

また、これらの資料も含め、文部科学省における性的マイノリティに関する施策については、下記の文部科学省ウェブサイトにも掲載しておりますので、併せてご利用ください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校及び各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては所轄の学校及び学校法人等（文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長におかれてはその設置する学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学及び高等専門学校を設置する各地方公共団体の長及び各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、大学を設置する各学校設置会社の代表取締役におかれてはその設置する大学に対して、厚生労働省医政局長及び厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校に対して、周知をお願いします。

なお、本件については、内閣府から各都道府県知事宛に別添⑦の通り、通知が発出されておりますので、併せてお知らせします。

(別添)

- ① 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和 5 年法律第 6 8 号）
- ② 生徒指導提要（改訂版）※性的マイノリティ関係の記載抜粋
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（教職員向け）パンフレット
- ④ 独立行政法人日本学生支援機構「大学等における性的指向・性自認の多様な在り方の理解増進に向けて」（教職員向け理解・啓発資料）
- ⑤ 独立行政法人教職員支援機構校内研修シリーズ「学校で配慮と支援が必要な LGBTs の子どもたち」
- ⑥ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について（通知）
- ⑦ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行について（通知）」（内閣府通知）

(文部科学省ウェブサイト「性的マイノリティに関する施策」)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinken/sankosiryo/1415166_00004.htm



【本件担当】

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
TEL：03-5253-4111〔内線〕3073

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律をここに公布する。

御名 御璽

国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十八号

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあつてはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体を実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じて性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たつての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たつては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(内閣府設置法の一部改正)

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十五号の次に次の一号を加える。

四十五の二 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和五年法律第六十八号)第八条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

法務大臣 齋藤 健

外務大臣臨時代理 齋藤 健

国務大臣 松野 博一

文部科学大臣臨時代理 小倉 將信

国務大臣 小倉 將信

厚生労働大臣 加藤 勝信

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

生徒指導提要（改訂版）※性的マイノリティ関係の記載抜粋

12.4.1 「性的マイノリティ」に関する理解と学校における対応

（略）文部科学省では、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめを防止するため、「いじめ防止対策推進法」に基づく「いじめの防止等のための基本的な方針」を平成29年に改定し、「性同一性障害や性的指向・性自認について、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する」ことが追記されました（→第4章いじめ）。教職員の理解を深めることは言うまでもなく、生徒指導の観点からも、児童生徒に対して日常の教育活動を通じて人権意識の醸成を図ることが大切です。学校においては、具体的に以下のような対応が求められます。

- ① 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となります。教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。
- ② 「性的マイノリティ」とされる児童生徒には、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることなどを踏まえつつ、学校においては、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。そのためには、まず教職員自身が理解を深めるとともに、心ない言動を慎むことはもちろん、見た目の裏に潜む可能性を想像できる人権感覚を身に付けていくことが求められます。
- ③ 当該児童生徒の支援は、最初に相談（入学などに当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外の連携に基づく「支援チーム」をつくり、ケース会議などのチーム支援会議を適時開催しながら対応を進めるようにします。教職員間の情報共有に当たっては、児童生徒自身が可能な限り秘匿しておきたい場合があることなどに留意が必要です。一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員間で情報共有し組織で対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得る働きかけも忘れてはなりません。
- ④ 学校生活での各場面における支援の一例として、表4に示すような取組が、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考になります。学校においては、「性的マイノリティ」とされる児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要です。「性的マイノリティ」とされる児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱などに応じて様々です。また、こうした違和感や成長に従い減ずることも含めて変動があり得るものとされているため、学校として、先入観をもたず、その時々児童生徒の状況などに応じた支援を行うことが必要です。さらに、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向などを踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があります。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。医療機関を受診して診断がなされなかった場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向などを踏まえつつ、児童生徒の悩みや不安に寄り添い、支援を行うことが重要です。

表4 性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服装	・自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	・標準より長い髪形を一定の範囲で認める(戸籍上男性)。
更衣室	・保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・校内文書(通知表を含む。)を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・自認する性別として名簿上扱う。
授業	・体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	・上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性)。 ・補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

- ⑤ 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行い、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更などを行った者から卒業証明書などの発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応します。

性同一性障害や性的指向・性自認に係る、
児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について
(教職員向け)



文部科学省

はじめに

文部科学省では、平成27年4月30日に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を通知しました。その背景は以下のとおりです。

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律(以下「法」という。)が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」※(平成24年8月28日閣議決定)を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)

通知の発出から約1年が経過したこの間に、通知に基づく対応の在り方について、学校や教育委員会等から質問も寄せられてきました。

このような状況を踏まえ、このたび、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や、学校等からの質問に対する回答をQ&A形式にしてとりまとめました。

本資料が、性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応等についての教職員の理解に資するよう活用されることを期待しています。

※「自殺総合対策大綱」(平成24年8月28日閣議決定)においては、「自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進する。」とされています。



1. 用語について

性同一性障害とは、生物学的な性と性別に関する自己意識(以下、「性自認」と言う。)が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされます。

このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

※「性自認」と「性的指向」は異なるものであり、対応に当たって混同しないことが必要です。性的指向とは、恋愛対象が誰であるかを示す概念とされています。

「人権の擁護(平成27年度版)」(法務省人権擁護局)では、性同一性障害の人々は「社会の中で偏見の目にさらされ、昇進を妨げられたりするなどの差別を受けてきました」とされています。また、性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の人々についても「少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です」とされています。

Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字をとった「SOGI」との表現もあります。

まずは教職員が、偏見等をなくし理解を深めることが必要です。

2. 性同一性障害に係る取組の経緯

平成15年

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」の成立(平成16年7月施行)

定義、性別の取扱いの変更の審判及びそれを受けた者に関する法令上の取扱いなどを規定しています。

- 以下のすべての要件の下、性別の取扱いの変更の審判を行えること
 - 一. 二十歳以上であること。
 - 二. 現に婚姻をしていないこと。
 - 三. 現に未成年の子がいないこと。(※平成20年に「現に子がいないこと」から改正)
 - 四. 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。
 - 五. その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること。
- 性別の取扱いの変更の審判を受けた者に関する法令上の取扱い

平成22年

事務連絡「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」発出



平成26年

学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の実施

性同一性障害に関する教育相談等があったとして、**606件**の報告がありました。
※児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととしつつ、学校が把握している事例を任意で回答いただいた件数。



平成27年

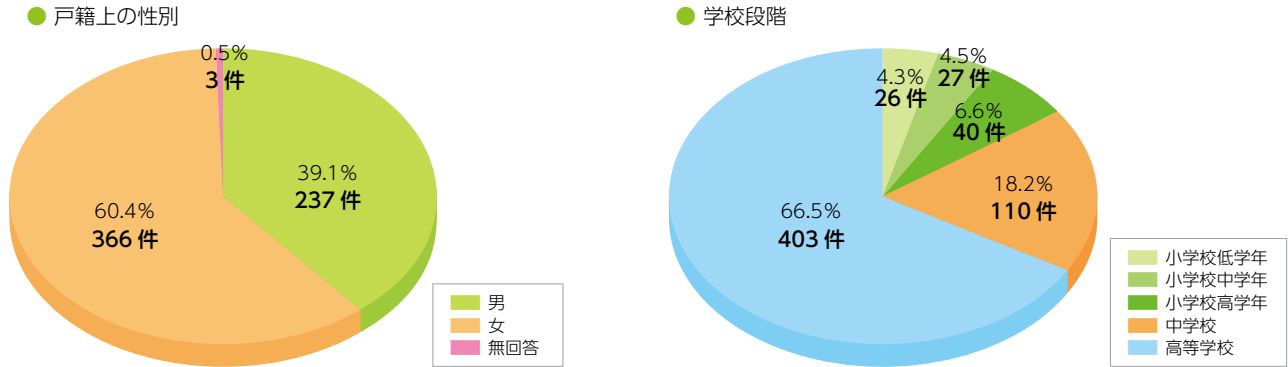
「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)を発出

性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援など具体的事項をとりまとめました。

3. 学校における性同一性障害に係る対応に関する現状

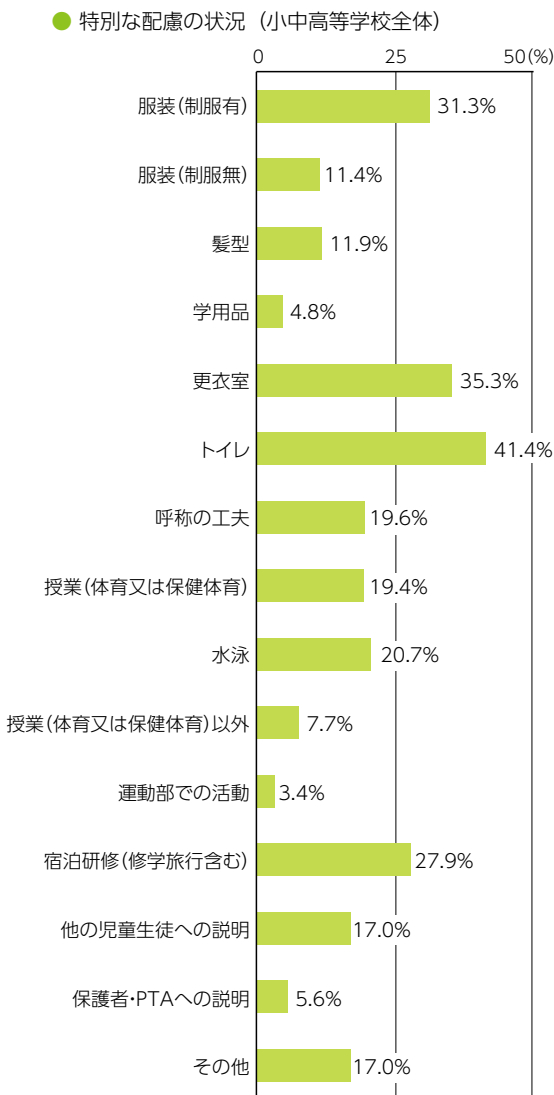
※文部科学省「学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査について」（平成26年6月公表）に基づく

(1) 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査の結果、全国から606件の報告がありました。

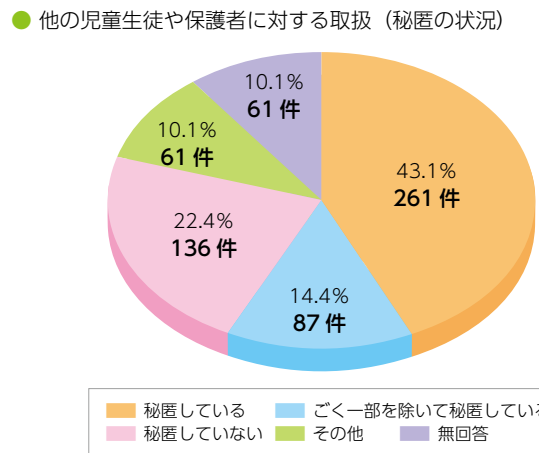


※当該調査では、児童生徒が望まない場合は回答を求めないこととして、学校が把握している事例を任意で回答するものであり、これら今回報告のあった件数、戸籍上の男女比、学齢別の分布は、必ずしも学校における性同一性障害を有する者及びその疑いのある者の実数を反映しているものとは言えないと考えている。

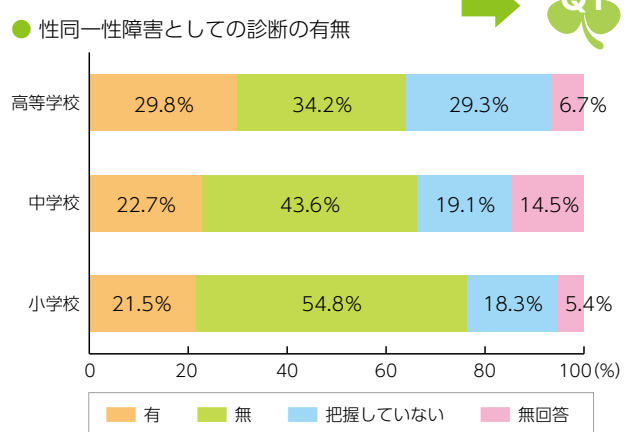
(2) 全国の学校において、服装、トイレ、宿泊研修等に関し個別対応がなされていました。



(3) 約2割の児童生徒は、他の児童生徒に知らせた上で学校生活を過ごしていました。一方、約6割の児童生徒は、基本的に他の児童生徒等には知らせていませんでした。



(4) 性同一性障害としての診断を有する児童生徒は、学校段階が上がるにつれ増えますが、全体として見れば診断を有しない者の方が多い状況でした。



4. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)(抄)

(1) 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

① 学校における支援体制について

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談(入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。)を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」(校内)やケース会議(校外)等を適時開催しながら対応を進めること。



- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。



② 医療機関との連携について

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。



- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。



③学校生活の各場面での支援について

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙(※)に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める
髪型	標準より長い髪型を一定の範囲で認める(戸籍上男性)
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める
呼称の工夫	校内文書(通知表を含む)を児童生徒が希望する呼称で記す 自認する性別として名簿上扱う
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める(戸籍上男性) 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める
修学旅行等	1人部屋の使用を認める 入浴時間をずらす

(※)「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成27年4月30日児童生徒課長通知)の別紙より

- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。



- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

④卒業証明書等について

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。



⑤当事者である児童生徒の保護者との関係について

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

⑥教育委員会等による支援について

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

⑦その他留意点について

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

(2) 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。



- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄(やゆ)したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

5. 「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(平成 27 年 4 月 30 日児童生徒課長通知) 等に係る Q & A



Q1 小・中・高等学校の学校段階で診断の有無に違いが生じる理由は何ですか。



性別に関する違和感には強弱があり、成長に従い減ずることも含め、変容があり得るとされます。また、性自認と性的指向とのいずれの違和感であるかを該当する児童生徒が明確に自覚していない場合があることも指摘されています。

このようなことを踏まえ、関係学会のガイドラインは、特に15歳未満については診断に慎重な判断が必要としており、性同一性障害の可能性が高い場合でもあえて診断が行われない場合もあるとされます。このことが、学校段階によって診断の有無の状況に違いが生じている理由と考えられます。

なお、通知では、診断がなされない場合であっても、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能としています。



Q2 学校内外のサポートチームのメンバーはどのような者を想定していますか。



既に対応を進めている学校の現場では、学校内のサポートチームには、相談を受けた者、管理職、学級・ホームルーム担任、養護教諭、学校医、スクールカウンセラーなどが含まれていました。

学校外のチームには、教育委員会、医療機関の担当者などが含まれていました。また、進学先の学校の教職員、スクールソーシャルワーカーのほか、児童福祉を担当する児童相談所や市町村担当部局の担当者との連携を図ることも考えられます。



Q3 「サポートチーム」「支援委員会」「ケース会議」の違いは何ですか。



「サポートチーム」は性同一性障害に係る児童生徒を校内外の構成員によって支援する組織、「支援委員会」は校内の構成員によって機動的に開催する会議、「ケース会議」は校外の医療従事者等に識見を求める際に開催する会議を想定しています。



Q4 サポートチームは生徒指導等に関する既存の組織・会議の活用でも良いのでしょうか。新たな組織・会議を設置する必要がありますか。



通知のサポートチームの役割は、生徒指導等に関する既存の組織・会議と重なる部分もあり、それらを活用することは考えられます。

なお、性同一性障害に係る児童生徒の支援は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが必要であることには留意が必要です。



対応以前の問題として、学校として性同一性障害に係る児童生徒をどのように把握すれば良いのでしょうか。学校としてアンケート調査などを行い積極的に把握すべきなのですか。



性同一性障害に係る児童生徒やその保護者は、性自認等について、他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があります。また、自ら明らかにする準備が整っていない児童生徒に対し、一方的な調査や確認が行われると、当該児童生徒は自分の尊厳が侵害されている印象をもつおそれもあります。

このようなことを踏まえ、教育上の配慮の観点からは、申出がない状況で具体的な調査を行う必要はないと考えられます。学校においては、教職員が正しい知識を持ち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれます。



他の児童生徒に対し、秘匿しながら対応している事例はありますか。



平成26年の文部科学省の調査では、約6割の児童生徒が他の児童生徒や保護者に知らせておらず、その中には、秘匿したまま学校として可能な対応を進めている事例もありました。

なお、通知では、他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があるとしています。



関係学会等が提供する情報を得るにはどうしたら良いですか。



現在、性同一性障害に係る専門的な助言等を行える医療機関として、GID学会のホームページにおいて「性同一性障害診療に関するメンタルヘルス専門職の所属施設」(平成27年2月24日付)が公開されています。

(参考URL)<http://www.okayama-u.ac.jp/user/jsgid/>

また、都道府県等の精神保健福祉センターでは、性同一性障害の相談を受けており、専門機関等、必要な情報に結びつくように努めています。こういった機関と連携を図ることも考えられます。



医療機関との連携について記載がありますが、性同一性障害と思われる児童生徒がいた場合、本人の意向に関わらず、医療機関の診断を受けるようすすめた方が良いのでしょうか。



医療機関との連携は、学校が必要な支援を検討する際、専門的知見を得られる重要な機会となります。他方、最終的に医療機関を受診するかどうかは、性同一性障害に係る児童生徒本人やその保護者が判断することです。

このため、児童生徒やその保護者が受診を希望しない場合は、その判断を尊重しつつ、学校としては具体的な個人情報に関連しない範囲での一般的な助言などを専門の医療機関に求めることが考えられます。



性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡についてはどのように考えれば良いのですか。



性同一性障害に係る児童生徒への対応は重要ですが、その対応に当たっては、他の児童生徒への配慮も必要です。例えば、トイレの使用について、職員用トイレの使用を認めるなど、他の児童生徒や保護者にも配慮した対応を行っている例があります。

このように、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒や保護者への配慮の均衡を取りながら支援を進めることが重要です。



健康診断の実施に当たっては、どのような配慮が考えられますか。



通知は、「学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること」としています。

健康診断に当たっても、本人等の意向を踏まえた上で、養護教諭は学校医と相談しつつ個別に実施することが考えられます。



卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合、指導要録の変更まで行う必要がありますか。



通知は、「指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること」としており、指導要録の変更は想定していません。




性自認や性的指向について当事者の団体から学校における講話の実施の申し出があった場合等、こうした主題に係る学校教育での扱いをどのように考えるべきですか。



一般論として、性に関することを学校教育の中で扱う場合は、児童生徒の発達の段階を踏まえることや、教育の内容について学校全体で共通理解を図るとともに保護者の理解を得ること、事前に集団指導として行う内容と個別指導との内容を区別しておく等計画性をもって実施すること等が求められるところであり、適切な対応が必要です。

他者の痛みや感情を共感的に受容できる想像力等を育む人権教育等の一環として、性自認や性的指向について取り上げることも考えられますが、その場合、特に義務教育段階における児童生徒の発達の段階を踏まえた影響等についての慎重な配慮を含め、上記の性に関する教育の基本的な考え方や教育の中立性の確保に十分な注意を払い、指導の目的や内容、取扱いの方法等を適切なものとしていくことが必要です。



担当 文部科学省初等中等教育局児童生徒課
協力者 兵庫医療大学看護学部非常勤講師 繁内 幸治
岡山大学大学院保健学研究科教授 中塚 幹也
宝塚大学看護学部教授 日高 庸晴

大学等における性的指向・性自認の 多様な在り方の理解増進に向けて

平成30年12月



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO

Japan Student Services Organization

目 次

1. はじめに.....	1
2. 多様な性的指向・性自認.....	2
3. 大学等における理解の現状.....	2
4. 大学等に求められる対応.....	3
大学等における対応の例（イメージ図）.....	3
検討・実行組織における対応（図中①）.....	4
相談窓口等における対応（図中②）.....	5
個々の教員・担当者等における対応（図中③）.....	5
大学等における配慮の具体例.....	6
相談等を受けるに当たっての留意点.....	7
5. 関連用語.....	8
6. 参考（関係省庁の取組）.....	9

1. はじめに

性的指向・性自認（性同一性）¹ の多様な在り方については、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（平成十五年法律第百十一号）等の制度的な対応が行われ、一部の高等教育機関（以下「大学等」という。）が、その対応方針やガイドライン等の整備に取り組んでいるものの、未だに、学校や職場、社会生活等において、当事者が経験する様々な苦痛への理解不足や、差別、いじめの対象とされやすい現実があるなど、社会における理解が進んでいるとは必ずしも言えない状況にあるとの指摘もなされています。

大学等においても、性的指向・性自認の多様な在り方に関する理解を増進し、差別や偏見をなくすとともに、いわゆる「性的マイノリティ」である学生が学生生活を送る上で特有の支援等が必要となる場合があることから、個別の事案に応じ、当該学生の心情等に配慮した対応を行うことが必要です。

このようなことから、大学等における性別情報の取扱い・管理方法のほか、授業や学生生活等における大学等の配慮について、大学等の教職員を対象とした「性的マイノリティ」である学生への対応に関する資料を作成しました。

本資料が、大学等における教職員の性的指向・性自認の多様な在り方に係る理解増進とともに、「性的マイノリティ」である学生への対応の充実に資するよう活用されることを期待しています。



（参考）

「人権の擁護（平成30年度版）」（法務省人権擁護局）において、「同性愛者、両性愛者の人々は、少数派であるがために、場合によっては職場を追われることさえあります。このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状です。」とされています。

¹ 「性自認」は「性同一性」と表記されることもあります。本資料では「性自認」という表記を使用しています。

2. 多様な性的指向・性自認

性的指向・性自認の多様性について、現在では、主に「LGBT」（P.8 参照）といった言葉が使われていますが、「性的マイノリティ」であるすべての者が「L」「G」「B」「T」のいずれかに当てはまるというわけではなく、また、当事者が望んでいる場合を除いて、いずれかに当てはめる必要もありません。

当事者が置かれている状況も様々です。周囲（家族、友人、周りの学生、教員）にカミングアウトしている場合と、できない場合（したくない場合）、あるいは精神科領域の治療、身体的治療（性別適合手術など）を行っている場合、迷っている場合、医学的対応を求める意思がない場合等、様々なケースがありますが、いずれの場合であっても、性的指向や性自認はセンシティブな情報であり、その対応については、当事者の意思をできる限り尊重することが求められます。

3. 大学等における理解の現状

日本学生支援機構（JASSO）が、平成29年度に全1,172校（当時）を対象として実施した「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」のうち、学生相談内容の件数の増減に係る設問において、「LGBT」に関する相談が、前回調査時（平成27年度）から「増えている」と回答した大学等は多くはありません。しかし他方で、相談件数（の増減）について「把握していない」との回答は、大学で47.1%、短期大学で50.3%、高等専門学校で49.1%となっており、「LGBT」に関する大学等の意識が必ずしも高くない状況もうかがえる結果となっています。

このような状況において、性的指向・性自認に関する相談窓口が学内に設置されていない、あるいは、適切に周知されていないことなどが、当事者が抱える精神面・心理面の問題が顕在化されない要因の一つとなっている可能性も考えられます。

（参考）「大学等における学生支援の取組状況に関する調査（平成29年度）」結果
（回答校：大学 763校、短期大学 316校、高等専門学校 57校、計 1,136校）

学生相談の内容（全13項目）のうち、「LGBT」に関する内容について、

・相談件数が「前回調査時（平成27年度）よりも増えている」と回答

大学	10.1%	（全13項目中11位）
短期大学	4.7%	（同 11位）
高等専門学校	10.5%	（同 10位）

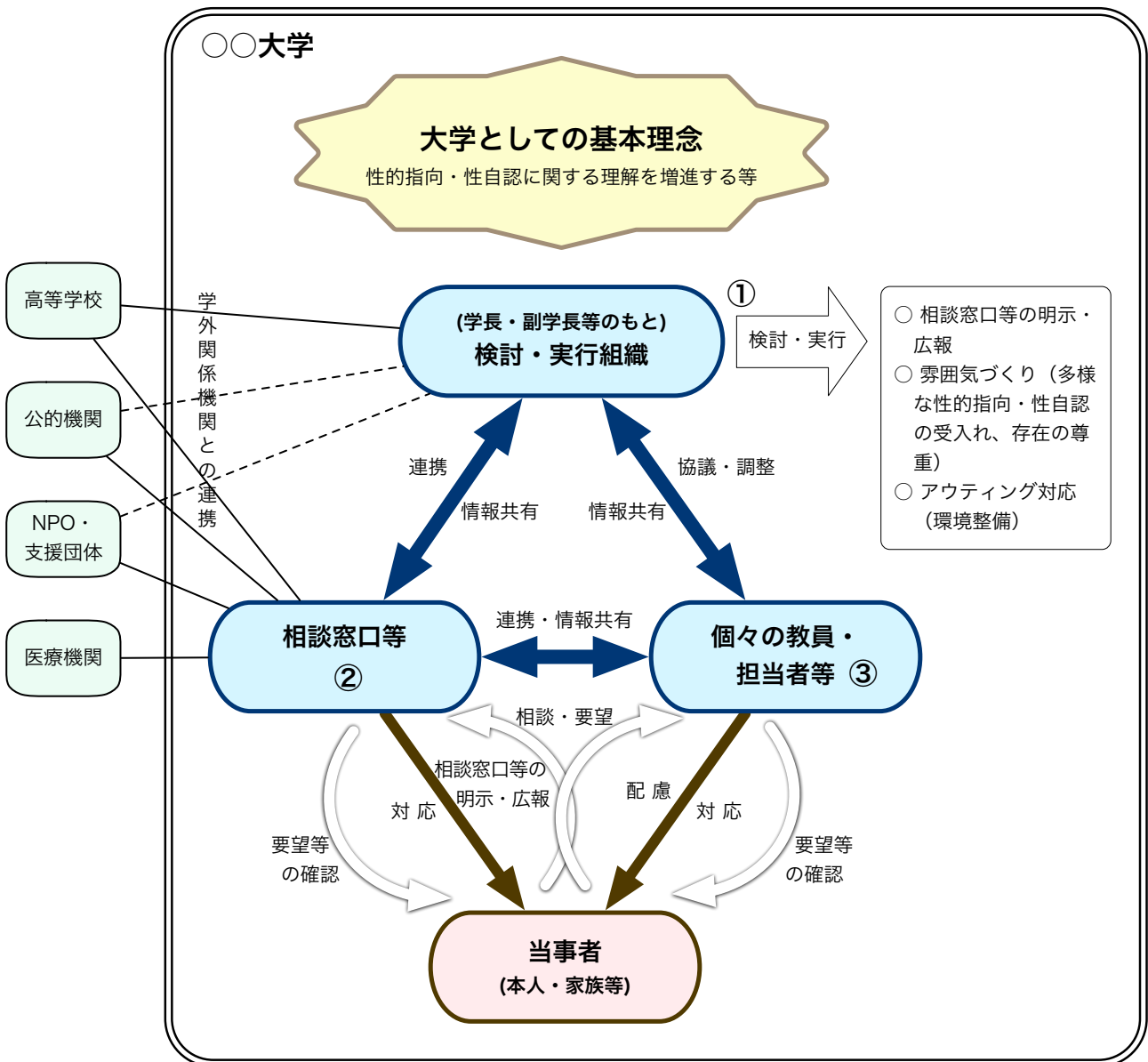
・相談件数（増減）を「把握していない」と回答

大学	47.1%	（全13項目中3位）
短期大学	50.3%	（同 2位）
高等専門学校	49.1%	（同 3位）

4. 大学等に求められる対応

大学等における対応の例（イメージ図）

以下はあくまでも一つの例示ですが、大学等においては、特定の部署や教員・担当者のみならず、既存の組織の活用を含め、組織的に「性的マイノリティ」への対応を位置付け、まずは、理解の増進に取り組んでいくことが望めます。



検討・実行組織における対応 (図中①)

大学等において組織的に対応していくためには、例えば、学長や副学長等の下、実効性・機動性を有する組織が検討・実行の役割を中心的に担うとともに、各大学等の建学理念や特色も考慮しながら、「性的指向・性自認に関する理解を増進する」など、大学等としての基本理念を掲げ、主体的に取り組むことが最も大切であり、種々の場面においてそれぞれ必要となる対応は、この基本理念に沿って行っていくことが望まれます。

また、検討・実行組織には、相談窓口等の体制整備（カウンセリング等に対応できる専門的な人材の配置など）とその明示・広報や連携・情報共有のほか、以下のような役割も求められます。

○ 雰囲気づくり

マジョリティ（多数者）の人にとっては特に違和感のないことであっても、マイノリティ（少数者）の人の心を傷付けてしまうこともあります。このことは、学生同士、学生と教職員、教職員同士でも同様です。

また、学内などにおいて、「自分たちの周りに当事者はいない」「対応のニーズがない」といった声がある場合、当事者が差別・偏見を恐れて潜在化していると考えられます。多様な性的指向・性自認があることを受け入れ、存在を尊重することを前提とした大学等の雰囲気づくりが重要です。

一方で、入学、進学、就職など、当事者が自身の人生の節目にあたり、カミングアウトを行って顕在化するケースがあることから、入学時（前）や進学、就職に際した不安への配慮などのニーズに備えることも必要です。

○ アウティング対応

当事者の意思によるカミングアウトに対して、当事者の意思によらない性的指向や性自認に関わる情報の暴露をアウティングと言います。「性的マイノリティ」にとって、アウティングは、当事者の生命に関わる事態に直結することにもなりかねません。性的指向や性自認に関わる情報は、当事者の意思に沿う形で慎重に扱うよう努めることがアウティング予防のためにも重要であり、悪意・故意によるアウティングに対して時に厳正な態度で臨むことも必要です。また、性別情報が記載されている名簿を配布・掲示した結果、偶発的なアウティングが起こった事例もあります。

○ 個々の教員・担当者等との調整

当事者の希望があれば、（当事者と個々の教員・担当者等との間において調整がうまく進んでいない場合など）必要に応じて、個々の教員・担当者等と対応方法等について、検討・実行組織が協議・調整に当たるようにします。

○ 高等学校との連携

これから進学してくる者への対応として、大学等においてどのような支援が可能なのかを入学案内等において対外的にあらかじめ明示するとともに、当事者の学生が希望する場合には、高等学校においてどのような支援を受けていたのかといった情報を当事者の意思に沿うよう慎重に当該高等学校から引き継ぐなど、高等学校との連携協力も大切です。

以上のほか、「大学等における配慮の具体例」（P.6）や「相談等を受けるに当たっての留意点」（P.7）も参考としてください。

相談窓口等における対応 (図中②)

大学等において相談できる窓口等については、その存在や利用方法等が当事者に確実に伝わるよう、明示・広報することが大切です。

相談窓口等においては、守秘義務を負った担当者（カウンセラー等）が、当事者の悩みや相談を受け止める一元的な窓口となるとともに、要望等について、当事者の了承を得た上で、検討・実行組織や個々の教員・担当者等と情報を共有しつつ、連携して対応していくことが望まれます。こうすることで、複数の相談窓口等における事情説明の都度カミングアウトを行うことが必要となるといったような当事者の心理的負担の軽減につなげることができます。

また、学生相談全体の実態把握の中で、担当者（カウンセラー等）の「性的マイノリティ」に関する相談実績等を明示することなども、相談しやすくするための一つの工夫であると考えられます。

相談窓口等において、当事者が希望する場合は、学外の医療機関のほか、検討・実行組織とともに、公的な相談機関やNPO・支援団体等とも連携して対応に当たることも検討しましょう。

個々の教員・担当者等における対応 (図中③)

当事者からの相談が、個々の教員・担当者等になされることも想定されます。

このような際、相談・要望等に関わる情報等については、当事者の意思に沿う形で慎重に扱うことはもちろんですが、当事者の求めに応じて、相談窓口等に適切につなぐ、あるいは、相談窓口等と情報を共有しつつ、連携して対応していくことが望まれます。

ただし、よく分からないからと言ってすぐに他の組織・機関等を紹介するのではなく、まずは向き合って傾聴することが、当事者の心理的負担の軽減につながることもあります。相談等に応じる際には、結論を急ぐことなく、当事者に寄り添って、対応の検討を行うことが大切です。

配慮等の対応を検討するに当たり、「大学等における配慮の具体例」（P.6）や「相談等を受けるに当たっての留意点」（P.7）も参考としてください。



大学等における配慮の具体例

以下は性別に違和感を感じる学生への配慮例です。あくまで例示であることからこれに限定されるものではなく、実際には、配慮を行うことにより予想される状況やメリット・デメリットを当事者の学生と十分に相談の上、できる限り、本人の希望に沿うように配慮することが望めます。

○ 氏名・性別の記載における配慮例

- ・教育組織内で使用する名簿等においては、戸籍名ではなく、自認する性に基づく通称名を記載し、性別欄を除外
- ・大学等が発行する証明書等のうち、対外的に記載の必要があるものを除き、性別はできる限り無記載（性別欄を除外し得るもの：学生証、卒業証書・学位記、履修者名簿など）

○ 授業・課外活動等における配慮例

- ・体育実技や課外活動等において、専用ウェアへの着替えが必要、あるいは、用具が男女別であるなど、男女別要素がある場合に、各科目の専門教員等に確認の上、履修登録前などに十分な事前アナウンスを学生等を実施
- ・更衣室の使用に係る個別対応
- ・授業や窓口対応における呼称については、当事者の要望に沿ったものを使用

○ 学生生活における配慮例

- ・多目的トイレの利用を案内
- ・健康診断の受診に係る個別対応として、身体測定や内科検診の個別受診、レントゲン撮影を他の学生がいない時間帯に受けられるよう調整



相談等を受けるに当たっての留意点

○ 知識

- ・ 相談者（当事者）の了解なく、相談内容等を第三者に話さない（守秘義務）
- ・ 性的指向・性自認に関する知識を身に付ける

○ 認識

- ・ 相談者（当事者）にとっても言葉で表現しづらい相談であるということを念頭に置いておく
- ・ （今後どのようにしていくのか等についての）結論を急がない

○ 態度

- ・ 個人を尊重する姿勢で接する
- ・ 性的指向・性自認の多様性を理解し、受容的に関わる

○ 言葉遣い

- ・ 一般的な相談事例と同様に丁寧な言葉遣いに努める
- ・ 多様な性的指向・性自認を前提とした言葉の使用に努める



【参考】性分化疾患（DSDs：Differences of sex development）について
いわゆる「性分化疾患」（DSDs：「体の性の様々な発達」と呼ばれる）は、性的指向・性自認とは基本的に別の医学的な問題で、混同せずに対応することが求められます。

性分化疾患は、染色体や性腺の種類、女性の膣や子宮の有無、外性器の形状・大きさなど、性に関する体の発達が先天的に非定型的である状態を指します。治療が必要な場合もあり、複数の症例を包括する医療カテゴリーとして「性分化疾患」が用いられます。

DSDsについては、「男でも女でもない」「男女の区別がつかない」「男女の間」「両性具有」ということではなく、「女性にも様々な体がある・男性にも様々な体がある」という理解が求められます。いずれにしても、当事者に寄り添った当事者視点の対応が必要です。

5. 関連用語

以下は一般的な内容を記載しています。いずれの用語も引き続き議論がなされており、今後、その内容が変化していくことも考えられます。

○ 性的指向 (Sexual Orientation)

人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念で、恋愛・性愛の対象が異性に向かうヘテロセクシュアル（異性愛）、同性に向かうホモセクシュアル（同性愛）、男女両方に向かうバイセクシュアル（両性愛）等があります。

- ・レズビアン (Lesbian) : 性自認は女性で、恋愛対象は女性（女性の同性愛者）
- ・ゲイ (Gay) : 性自認は男性で、恋愛対象は男性（男性の同性愛者）
- ・バイセクシュアル (Bisexual) : 性自認は男性または女性で、恋愛対象は女性と男性の両方（両性愛者）

○ 性自認 (Gender Identity)

自分の性をどのように認識しているのか、どのようなアイデンティティ（自己同一性）を自分の感覚として持っているのかを示す概念です。性自認は性的指向と別のものです。

・トランスジェンダー (Transgender) : 大学等での対応が必要になるという点においては、例えば、身体的な性が男性であっても性自認が女性というように、身体的な性と性自認が一致しない人を指します。その解消のために医学的対応を含めたどのような対応を望むか、また身体的な性と異なる衣服等の表現をするかどうかは、当事者により異なります。恋愛対象は異性の場合も同性の場合もあり、両方の場合、いずれでもない場合もあります。

○ LGBT

上記のレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの英語の頭文字をとり、性的指向や性自認などに関して、少数者と位置付けられている人々を総称する語として使用されています。

「性的マイノリティ」は、この4つのカテゴリーに限定されるものではなく、LGBTのほかにも、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人々が存在しています。

例えば、クエスチョニング (Questioning : 性的指向や性自認が揺れ動いたり、いずれかに決められない、決めたくない、わからない等の感覚の人)、Xジェンダー (特に性自認において、特定の枠組みに当てはまらない、揺れ動く等の感覚の人) と表現される人々もいます。セクシュアリティの多様性を示すために、LGBTQやLGBTsと表記することもあります。

また、LGBTに代表される「性的マイノリティ」を理解し、必要があれば支援するという考え方、あるいはそうした立場を明確にしている人々を指すアライ (Ally) という表現もあります。

○ 性別違和 (Gender Dysphoria)

性自認と身体的な性との間に違和感を感じる人がいます。その中には、性自認にしたがって身体的な性を変更したり、変更を望む人もおり、医学的な診断名を「性別違和（または 性同一性障害 : Gender Identity Disorder）」といます。

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（平成十五年法律第百十一号）では、「性同一性障害者」を「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義しています。

【参考】世界保健機構 (WHO) が「国際疾病分類」の改訂版を公表 (平成30年6月) し、その中で、性同一性障害は「性の健康に関連する状態」に分類され、「精神疾患」から外れる予定となりました。今後、「性別不合」（日本語仮訳）という脱病理化の方向へ進んでいくものと考えられます。

6. 参考（関係省庁の取組）

関係省庁の「性的マイノリティ」に関する取組について紹介します。

◆法務省

○人権啓発ビデオ「あなたが あなたらしく生きるために 性的マイノリティと人権」を制作

- ・一般・社会人、中高生等、教師・管理者等、幅広い視聴対象
- ・一般・社会人を対象とした場合、性的マイノリティについての基本的な情報及び典型事例のドラマと現状分析が収録されており、入門編としても使用可能
(活用の手引) <http://www.moj.go.jp/content/001221566.pdf>

◆文部科学省

○「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教職員向け）」を作成（平成28年）

- ・「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（通知）」の後、学校における性同一性障害に係る児童生徒の状況や学校等からの質問に対する回答をQ&A形式でとりまとめたもの

○「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（27文科初児生第3号）」を通知（平成27年4月30日）

- ・各都道府県等の教育委員会主管課等に対して、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等の周知とともに、学校において適切な対応ができるよう、各所管の学校への必要な情報提供や指導・助言を行うよう通知





作成協力者

- 五十嵐 浩也 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター長／大学執行役員
河野 禎之 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 助教
土井 裕人 筑波大学 人文社会系 助教
高野 明 東京大学 学生相談ネットワーク本部 准教授
安宅 勝弘 東京工業大学 保健管理センター 教授
杉田 義郎 関西学院 保健館 学校医・産業医
繁内 幸治 一般社団法人LGBT理解増進会 代表理事

学校で配慮と支援が必要な LGBTsの子どもたち

宝塚大学看護学部 教授
厚生労働省エイズ動向委員会 委員
日本思春期学会 理事

日高 庸晴



独立行政法人教職員支援機構

LGBT/性的マイノリティとは？

レインボーフラッグはLGBTの社会運動の象徴



1.70%	L Lesbian	} Sexual Orientation (性的指向)
1.94%	G Gay	
1.74%	B Bisexual	
0.47%	T Transgender	Gender Identity (性自認)

博報堂DYホールディングスLGBT総合研究所では、LGBTに関する意識調査を実施、全国の20～59歳の10万人（有効回答者数89,366人）を対象に実施したスクリーニング調査の結果、5.85%がLGBT

同性愛者、両性愛者の人口比率

- これまでに性的な魅力を感じる対象に
「同性のみ」あるいは「同性と異性（女性）の両方」
と回答した割合 **3.7%**
- これまでの性経験の相手が
「同性のみ」あるいは「同性と異性（女性）の両方」
と回答した割合 **2.0%**
- 「性的な魅力を感じる」「同性との性経験」
のいずれか・両方を回答した割合 4.3%

厚生労働省エイズ対策研究事業

男性同性間のHIV感染対策とその介入効果に関する研究（研究代表者：市川誠一）

2009年2月に実施〔東北・関東・東海・近畿・九州に在住の調査会社登録名簿〕

20～60歳未満の男性（有効回答数1,659人、有効回収率44.8%）

「性的指向と性自認」に関連する国の主な動き

- | | |
|------------------|---|
| 2002年 法務省 | 人権教育・啓発に関する基本計画 |
| 2003年 法務省 | 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律 |
| 2008年 文科省 | 人権教育の指導方法等の在り方について |
| 2009年 法務省 | 啓発活動年間強調事項 |
| 2010年 文科省 | 児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について |
| 2010年 内閣府 | 子ども・若者育成支援推進本部 |
| 2012年 内閣府 | 自殺総合対策大綱改正 |
| 2013年 文科省 | 学校における性同一性障害に係る対応に関する状況調査 |
| 2015年 文科省 | 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について |
| 2015年 内閣府 | 第4次男女共同参画基本計画 |
| 2016年 文科省 | 性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について（教員向け） |
| 2017年 厚労省 | 改正男女雇用機会均等法 |
| 2017年 文科省 | いじめ防止対策推進法「いじめの防止等のための基本的な方針」改正 |
| 2017年 厚労省 | 児童養護施設等におけるいわゆる「性的マイノリティ」の子どもに対するきめ細やかな対応の実施等について |

性の要素を分解して考えてみる

- 1 身体の性別：生まれながらの生物的な性別
- 2 性自認：自分の性別をどう認識するか
- 3 社会的な性：後天的に身につけていく性
 - 性別役割：社会に期待される男・女としての役割
 - 性別表現：服装やどのようにふるまうか
- 4 性的指向：好きになる性、恋愛や性的関心の対象
- 5 法的な性別

「LGBTQ」とは？

L	レズビアン	女性を好きな女性
G	ゲイ	男性を好きな男性
B	バイセクシュアル	男女両方が恋愛対象になる人
T	トランスジェンダー	出生時と異なる性別で生きる人 ※性同一性障害・性別違和は診断名
Q	クエスチョニング	性自認・性的指向がはっきりしない、揺れ動いている、決まっていない

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校の支援の事例 (2015.4.30 文部科学省通知)

項目	学校における支援の事例
服装	自認する性別の服装・衣服や、体操着の着用を認める。
髪型	標準より長い髪形を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 自認する性別として名簿上扱う。
授業	体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水泳	上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

2016年調査 国内最大規模 1万5千人規模の全国調査

全体の88%が20～40代、47都道府県からの回答 回収数16,670件、有効回収数15,141件（海外在住者77名含む）
 本日の報告は国内在住者15,064件に限定

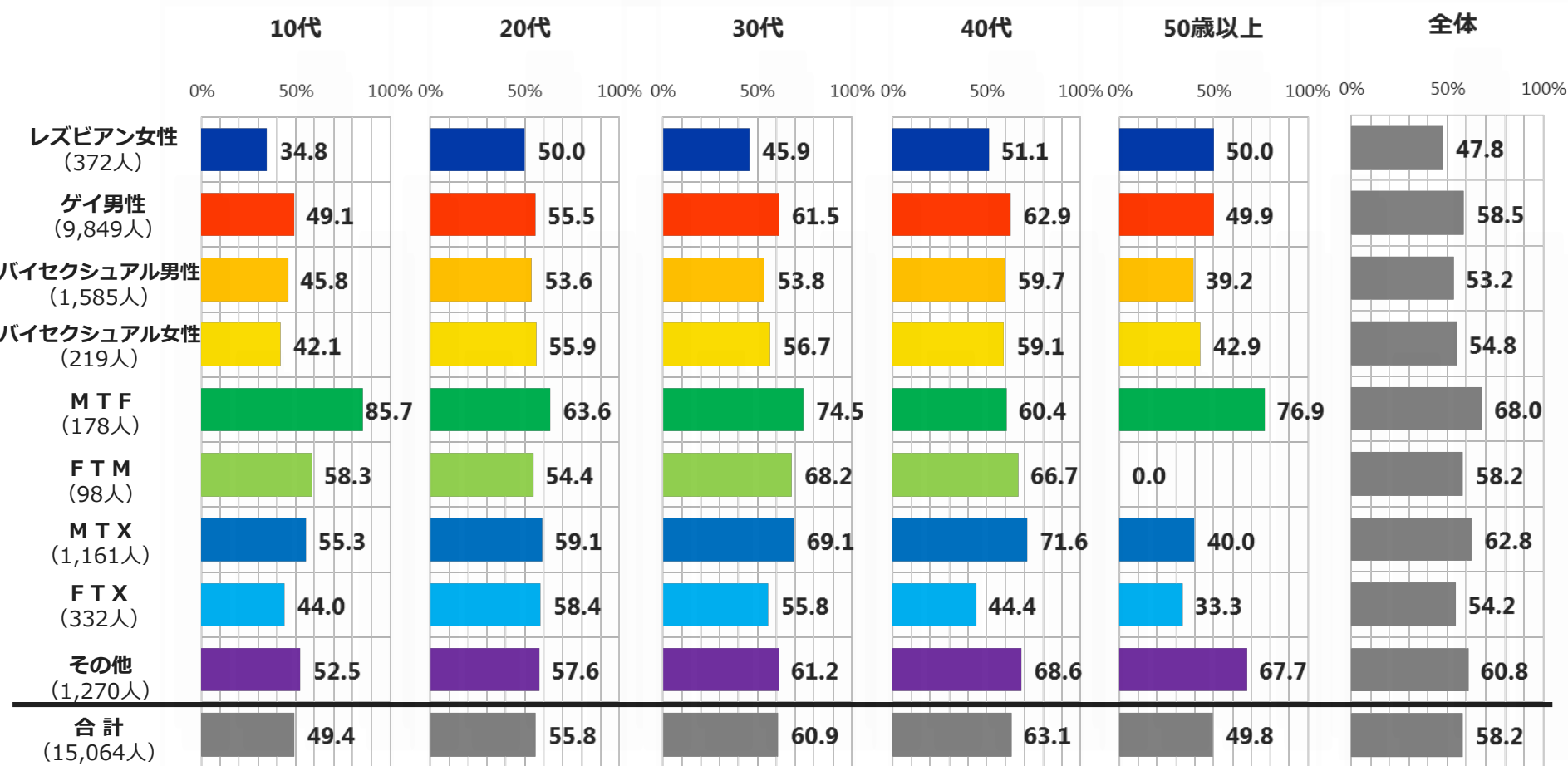
いじめ被害・不登校・自傷行為・自殺念慮・自殺未遂 生涯経験率

経験率	レズビアン 372人 ¹⁾	ゲイ 9,849人 ¹⁾	バイセクシュアル (男性) 1,585人 ¹⁾	バイセクシュアル (女性) 219人 ¹⁾	トランスジェンダー (MTF) 178人 ¹⁾	トランスジェンダー (FTM) 98人 ¹⁾
いじめ被害	47.8% ¹⁾ 10代では 34.8%	58.5% ¹⁾ 10代では 49.1%	53.2% ¹⁾ 10代では 45.8%	54.8% ¹⁾ 10代では 42.1%	68.0% ¹⁾ 10代では 85.7%	58.2% ¹⁾ 10代では 58.3%
不登校	23.4% ¹⁾ 10代では 30.4%	19.6% ¹⁾ 10代では 28.8%	17.1% ¹⁾ 10代では 24.6%	26.9% ¹⁾ 10代では 31.6%	33.1% ¹⁾ 10代では 57.1%	34.7% ¹⁾ 10代では 58.3%
自傷行為	23.1% ¹⁾ 10代では 47.8%	8.6% ¹⁾ 10代では 16.9%	8.1% ¹⁾ 10代では 15.3%	24.2% ¹⁾ 10代では 42.1%	15.2% ¹⁾ 10代では 42.9%	33.7% ¹⁾ 10代では 50.0%
自殺念慮	—	65.9% ²⁾ 10代では64.7%	異性愛男性に比較してゲイ・バイセクシュアル男性の自殺未遂リスクは 5.98倍高い (Hidaka et al, 2008) 性的指向を友達にカミングアウトしている人ほどリスクが高く、6人以上にカミングアウトしていると、自殺未遂リスクは 3.2倍高い (Hidaka et al, 2006)			
自殺未遂	—	14.0% ²⁾ 10代では16.2%				

1) 2016年調査LGBT 当事者の意識調査 ～いじめ問題と職場環境等の課題～
 2) 日高庸晴、木村博和、市川誠一（2007） 厚生労働科学研究費補助金エイズ対策研究推進事業 ゲイ・バイセクシュアル男性の健康レポート2 有効回答数5,731人

MTF、ゲイ、Xジェンダーに高率 男らしさ規範等が影響しているのでは

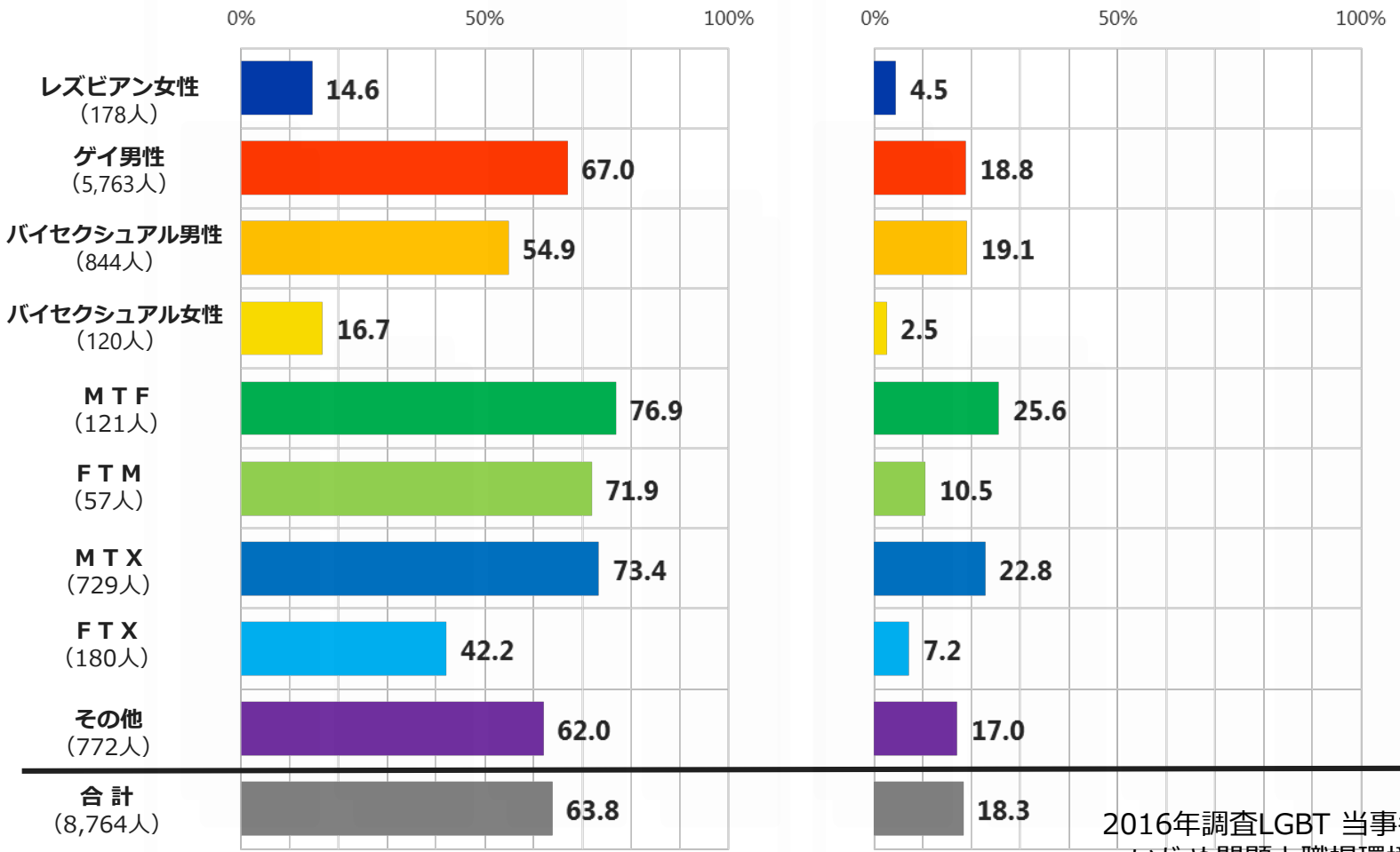
これまでの学校生活（小・中・高）で、いじめられたことがありますか？



ゲイ男性、バイセクシュアル男性、MTF、FTM、MTXに被害が高率 セクシュアリティに関連する言葉によるいじめ（verbal abuse）や性的ないじめ被害が高率

「ホモ・おかま・おとこおんな」などの言葉によるいじめ

服を脱がされるなどのいじめ

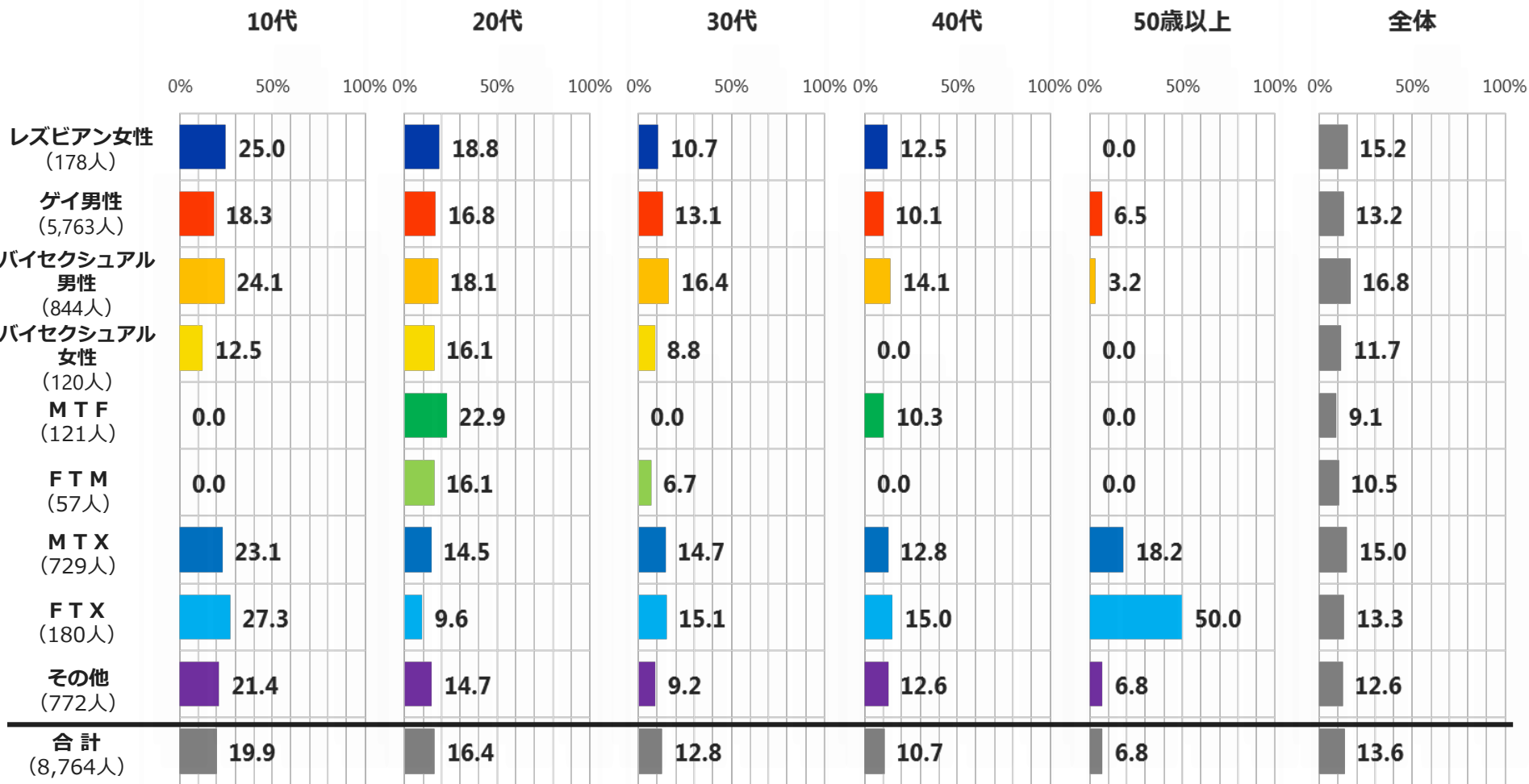


先生はいじめの解決に役に立ってくれたか

2016年調査

解決に役立ってくれた先生は全体で13%と低率 一方で、若年層ほど先生が助けになったと認識

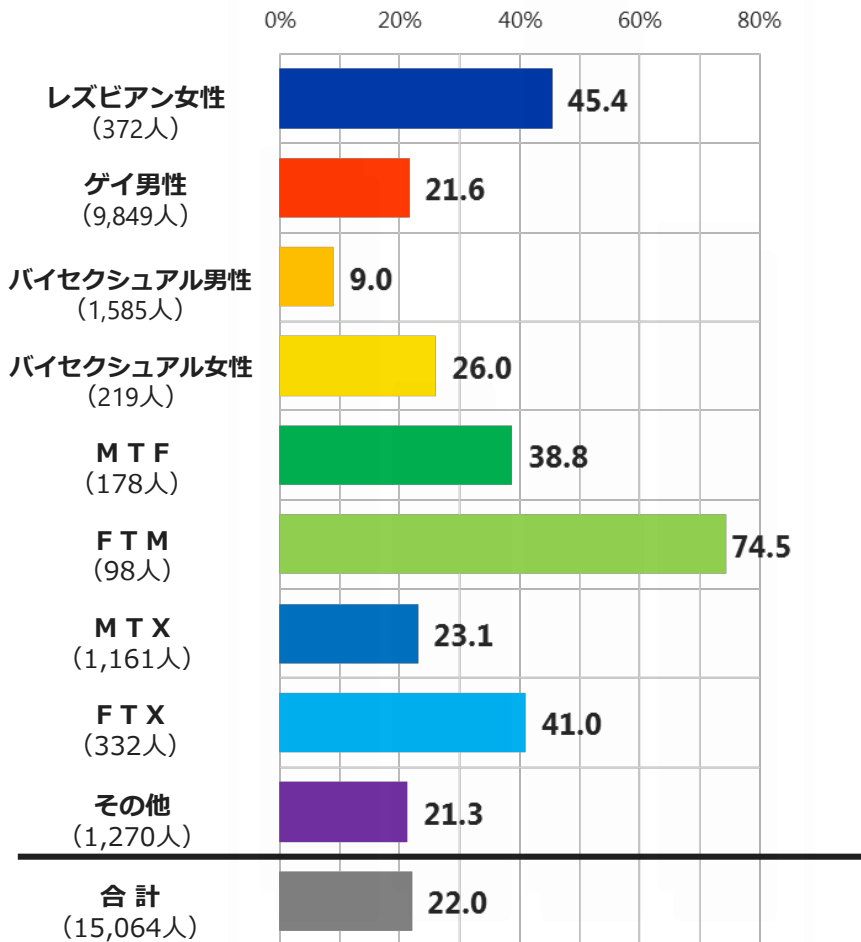
あなたがいじめにあっていった時、先生はいじめの解決に役に立ってくれたと思いますか？



親へのカミングアウトの状況

5人に1人が親にカミングアウト、都市部が高率な傾向、地域差あり

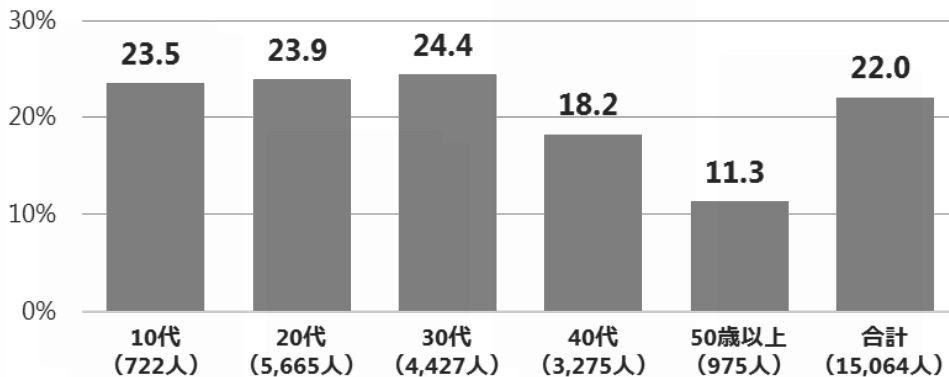
親へのカミングアウト状況



親へのカミングアウト状況（地域別）

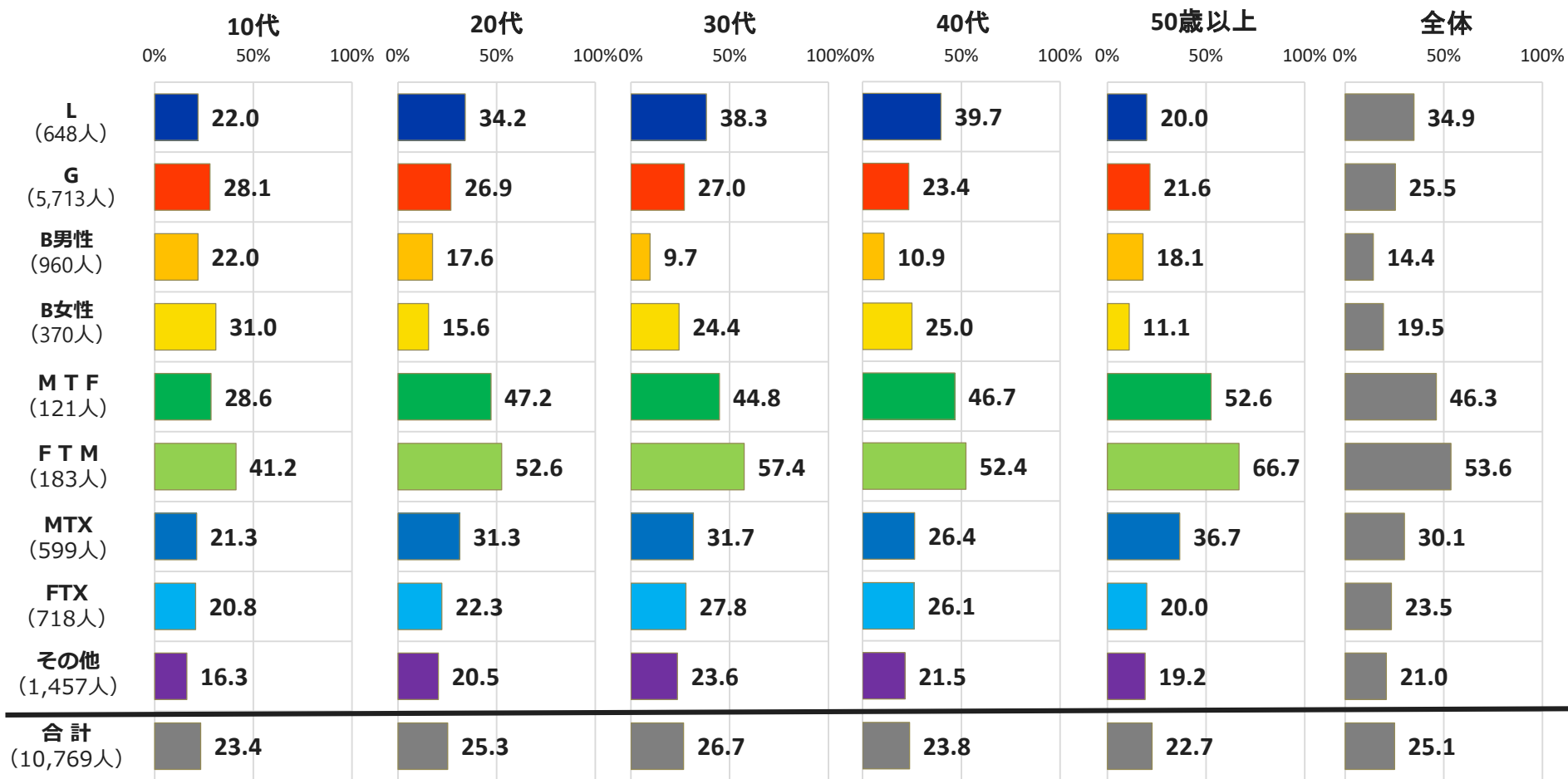
地域	人数	度数	%
北海道	644人	127	19.7
東北	726人	134	18.5
関東（含山梨）	3,333人	756	22.7
東京都	3,690人	913	24.7
北陸信越	461人	77	16.7
東海	600人	129	21.5
愛知県	860人	208	24.2
近畿	1,002人	214	21.4
大阪府	1,377人	322	23.4
中四国	806人	159	19.7
福岡県	637人	103	16.2
九州	631人	106	16.8
沖縄県	297人	61	20.5
合計	15,064人	3,309	22.0

親へのカミングアウト状況（年齢階級別）



トランスジェンダーが最も高率、いずれのセクシュアリティ・年齢層においても一定の経験が。

あなたがセクシュアルマイノリティであることを
他人にアウトティング（暴露・バラされた）されたことがありますか？



安心して話すことができるためには

誰が性的マイノリティの当事者なのか、分からない

当事者の彼らにとっては、誰が本当の理解者かわからない

“性的指向や性別違和を言ってくれないから” “話してくれない”

“話してくれたいのに”

こういった言葉や気持ちで、児童・生徒を責めないこと

性的指向や性別違和を知らなければ支援できないと言うのではなく、
多様性を尊重する環境を整備すること、それ自体が支援になっていく

① 教員研修の実施

② 先生が性的指向や性自認、LGBTについてポジティブな発言をする

③ 授業の実施、グループディスカッション、不規則発言は放置しない

キミの選んだ人生なら、精一杯応援するから！

↑ 言わない方がいい

思春期の当事者らは「選んだ」とは思っていないことが大半

「多様な性を考える授業」授業案と指導上の留意点をガイドブック（冊子）にまとめました。

入手ご希望の方は
レターパック（青色）に
 返信用住所を記入の上、
 日高宛に郵送ください。
 1冊お分けします。

530-0012
 大阪市北区芝田1-13-16
 宝塚大学看護学部
 日高 庸晴

配布期間：令和3年3月31日まで
 ※なくなり次第配布終了

宝塚大学看護学部 日高 庸晴 / 奈良県高等学校人権教育研究会

一度の授業で 子どもの人生が変わります。



1コマの展開	導入	展開1	展開2	まとめ
<p>① レインボーフラッグで授業を始める。 「これはレインボーフラッグの絵です。これは何の色ですか？」 「これはレインボーフラッグです。虹の多様な色を表現しています。『多様な性』を表現するときに使われます。一人ひとりが尊重されるための重要な道具です。」</p>	<p>② 自己の性について、その特徴から考え、性の多様性に気づかせる。 「あなたも性別は、男、女、その他に分けられます。でも、その外には、色々な性があります。それは、色々な性があります。」</p>	<p>③ 性別4つの特徴を対立して認識を転換する。 「性別4つの特徴について、少しだけ詳しくお話しします。『性別4つの特徴』が、男の子にだけあって『男の子』、『女の子』にだけあって『女の子』というように、性別4つの特徴が、男の子と女の子の両方にあります。それは、色々な性があります。」</p>	<p>④ 多様な性について、レインボーフラッグの絵を参考に、一人ひとりが尊重されるための重要な道具です。 「これはレインボーフラッグの絵です。これは何の色ですか？」 「これはレインボーフラッグです。虹の多様な色を表現しています。『多様な性』を表現するときに使われます。一人ひとりが尊重されるための重要な道具です。」</p>	<p>⑤ 授業の振り返り。 「今日は、多様な性について学びました。一人ひとりが尊重されるための重要な道具です。それは、色々な性があります。」</p>

多様な性を考える授業の展開を学習活動、指導上の留意点などの視点から分かりやすく提案します。

Q4. 異性を好きになることが当然だ



授業前後での変化
 望ましくない回答をした人の
43.9%が
 望ましい回答へ

奈良県の高等学校13校の生徒を対象に（有効回答数2,146人）、多様な性に関する授業を実施した結果、授業前アンケートで性的少数者に対する否定的な回答をした生徒の4-5割の意識が、授業後には14の割合全てにおいて肯定的に変化しました。

HIV陽性者のゲイ男性の手記を読み、どうすれば当事者が傷つかないような社会にできるか、グループワークを通じて生徒自身で話し合うことが出来ます。

27文科初児生第3号
平成27年4月30日

各都道府県教育委員会担当事務主管課長
各指定都市教育委員会担当事務主管課長
各都道府県私立学校事務主管課長
附属学校を置く各国立大学法人
附属学校事務担当課長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の学校事務担当課長

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪田知広

(印影印刷)

性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について

性同一性障害に関しては社会生活上様々な問題を抱えている状況にあり、その治療の効果を高め、社会的な不利益を解消するため、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（以下「法」という。）が議員立法により制定されました。また、学校における性同一性障害に係る児童生徒への支援についての社会の関心も高まり、その対応が求められるようになってきました。

こうした中、文部科学省では、平成22年、「児童生徒が抱える問題に対しての教育相談の徹底について」を発出し、性同一性障害に係る児童生徒については、その心情等に十分配慮した対応を要請してきました。また、平成26年には、その後の全国の学校における対応の状況を調査し、様々な配慮の実例を確認してきました。

このような経緯の下、性同一性障害に係る児童生徒についてのきめ細かな対応の実施に当たっての具体的な配慮事項等を下記のとおりとりまとめました。また、この中では、悩みや不安を受け止める必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであることを明らかにしたところです。これらについては、「自殺総合対策大綱」（平成24年8月28日閣議決定）を踏まえ、教職員の適切な理解を促進することが必要です。

については、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校に対して、周知を図るとともに、学校において適切に対応ができるよう、必要な情報提供を行うことを含め指導・助言をお願いいたします。

記

1. 性同一性障害に係る児童生徒についての特有の支援

- 性同一性障害者とは、法においては、「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別（以下「他の性別」という。）であるとの持続的な確信をもち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているもの」と定義されており、このような性同一性障害に係る児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うこと。

（学校における支援体制について）

- 性同一性障害に係る児童生徒の支援は、最初に相談（入学等に当たって児童生徒の保護者からなされた相談を含む。）を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めること。
- 教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身の性同一性を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の中で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めること。

（医療機関との連携について）

- 医療機関による診断や助言は学校が専門的知見を得る重要な機会となるとともに、教職員や他の児童生徒・保護者等に対する説明材料ともなり得るものであり、また、児童生徒が性に違和感をもつことを打ち明けた場合であっても、当該児童生徒が適切な知識をもっているとは限らず、そもそも性同一性障害なのかその他の傾向があるのかも判然としていない場合もあること等を踏まえ、学校が支援を行うに当たっては、医療機関と連携しつつ進めることが重要であること。
- 我が国においては、性同一性障害に対応できる専門的な医療機関が多くないところであり、専門医や専門的な医療機関については関連学会等の提供する情報を参考とすることも考えられること。
- 医療機関との連携に当たっては、当事者である児童生徒や保護者の意向を踏まえることが原則であるが、当事者である児童生徒や保護者の同意が得られない場合、具体的な個人情報に関連しない範囲で一般的な助言を受けることは考えられること。

(学校生活の各場面での支援について)

- 全国の学校では学校生活での各場面における支援として別紙に示すような取組が行われてきたところであり、学校における性同一性障害に係る児童生徒への対応を行うに当たって参考とされたいこと。
- 学校においては、性同一性障害に係る児童生徒への配慮と、他の児童生徒への配慮との均衡を取りながら支援を進めることが重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒が求める支援は、当該児童生徒が有する違和感の強弱等に応じ様々であり、また、当該違和感は成長に従い減ずることも含め変動があり得るものとされていることから、学校として先入観をもたず、その時々児童生徒の状況等に応じた支援を行うことが必要であること。
- 他の児童生徒や保護者との情報の共有は、当事者である児童生徒や保護者の意向等を踏まえ、個別の事情に応じて進める必要があること。
- 医療機関を受診して性同一性障害の診断がなされない場合であっても、児童生徒の悩みや不安に寄り添い支援していく観点から、医療機関との相談の状況、児童生徒や保護者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことは可能であること。

(卒業証明書等について)

- 指導要録の記載については学齢簿の記載に基づき行いつつ、卒業後に法に基づく戸籍上の性別の変更等を行った者から卒業証明書等の発行を求められた場合は、戸籍を確認した上で、当該者が不利益を被らないよう適切に対応すること。

(当事者である児童生徒の保護者との関係について)

- 保護者が、その子供の性同一性に関する悩みや不安等を受容している場合は、学校と保護者とが緊密に連携しながら支援を進めることが必要であること。保護者が受容していない場合にあっては、学校における児童生徒の悩みや不安を軽減し問題行動の未然防止等を進めることを目的として、保護者と十分話し合い可能な支援を行っていくことが考えられること。

(教育委員会等による支援について)

- 教職員の資質向上の取組としては、人権教育担当者や生徒指導担当者、養護教諭を対象とした研修等の活用が考えられること。また、学校の管理職についても研修等を通じ適切な理解を進めるとともに、学校医やスクールカウンセラーの研修等で性同一性障害等を取り上げることも重要であること。
- 性同一性障害に係る児童生徒やその保護者から学校に対して相談が寄せられた際は、教育委員会として、例えば、学校における体制整備や支援の状況を聞き取り、必要に応じ医療機関等とも相談しつつ、「サポートチーム」の設置等の適切な助言等を行っていくこと。

(その他留意点について)

- 以上の内容は、画一的な対応を求める趣旨ではなく、個別の事例における学校や家庭の状況等に応じた取組を進める必要があること。

2. 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対する相談体制等の充実

- 学級・ホームルームにおいては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の土台となること。
- 教職員としては、悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害に係る児童生徒だけでなく、「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものであること。
- 性同一性障害に係る児童生徒や「性的マイノリティ」とされる児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があること等を踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくことが望まれること。このため、まず教職員自身が性同一性障害や「性的マイノリティ」全般についての心ない言動を慎むことはもちろん、例えば、ある児童生徒が、その戸籍上の性別によく見られる服装や髪型等としていない場合、性同一性障害等を理由としている可能性を考慮し、そのことを一方的に否定したり揶揄（やゆ）したりしないこと等が考えられること。
- 教職員が児童生徒から相談を受けた際は、当該児童生徒からの信頼を踏まえつつ、まずは悩みや不安を聞く姿勢を示すことが重要であること。

性同一性障害に係る児童生徒に対する学校における支援の事例

項目	学校における支援の事例
服 装	・ 自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める。
髪 型	・ 標準より長い髪型を一定の範囲で認める（戸籍上男性）。
更衣室	・ 保健室・多目的トイレ等の利用を認める。
トイレ	・ 職員トイレ・多目的トイレの利用を認める。
呼称の工夫	・ 校内文書（通知表を含む。）を児童生徒が希望する呼称で記す。 ・ 自認する性別として名簿上扱う。
授 業	・ 体育又は保健体育において別メニューを設定する。
水 泳	・ 上半身が隠れる水着の着用を認める（戸籍上男性）。 ・ 補習として別日に実施、又はレポート提出で代替する。
運動部の活動	・ 自認する性別に係る活動への参加を認める。
修学旅行等	・ 1人部屋の使用を認める。入浴時間をずらす。

府政政調第352号
令和5年6月23日

各都道府県知事
各政令指定都市市長 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する
国民の理解の増進に関する法律
の施行について（通知）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）は、令和5年6月23日に公布され、同日施行されました。

つきましては、本法制定の趣旨及び本法の概要は下記のとおりですので、御了知いただきますとともに、適切な対応をいただきますよう御配慮願います。

また、各都道府県におかれましては、貴教育委員会、貴管内の市町村（指定都市を除く。）及び市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、関係機関・団体並びに住民に対して、各指定都市におかれましては、貴教育委員会、関係機関・団体及び住民に対して、本通知の内容を広く周知するなど、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 本法制定の趣旨

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の

下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資するため、いわゆる理念法として、この法律を制定した。

なお、この法律は、令和5年6月9日に衆議院内閣委員会において審議された上で、同月13日に衆議院本会議において可決された後、同月15日の参議院内閣委員会において審議された上で、同月16日に参議院本会議において可決され、成立に至ったものである。

第2 本法の概要

1 目的（第1条関係）

この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とすることとした。

2 定義（第2条関係）

- (1) この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいうこととした。
- (2) この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいうこととした。

3 基本理念（第3条関係）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないこととした。

4 国の役割等（第4条から第6条まで関係）

（1） 国の役割

国は、3の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする事とした。

（2） 地方公共団体の役割

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする事とした。

（3） 事業主等の努力

① 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

② 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする事とした。

5 施策の実施の状況の公表（第7条関係）

政府は、毎年1回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならないこととした。

6 基本計画（第8条関係）

（1） 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国

民の理解の増進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならないこととした。

- (2) 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする事とした。
- (3) 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととした。
- (4) 内閣総理大臣は、(3)の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこととした。
- (5) 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができることとした。
- (6) 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならないこととした。
- (7) (3)から(5)までは、基本計画の変更について準用することとした。

7 学術研究等（第9条及び第10条関係）

(1) 学術研究等

国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする事とした。

(2) 知識の着実な普及等

① 国及び地方公共団体は、(1)の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする事とした。

② 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

- ③ 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする事とした。

8 性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議（第11条関係）

政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする事とした。

9 措置の実施等に当たっての留意（第12条関係）

この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができる事となるよう、留意するものとし、この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする事とした。

10 その他（附則関係）

- (1) この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事とした。
- (2) 内閣府設置法（平成11年法律第89号）について所要の規定の整備を行う事とした。
- (3) この法律は、公布の日から施行する事とした。

以上